

公示番号：180580

国名：メキシコ

担当部署：中南米部 中米・カリブ課

案件名：高齢化に係る情報収集・確認調査（高齢化対策）

1. 担当業務、格付等

- (1) 担当業務：高齢化対策
- (2) 格付：2号
- (3) 業務の種類：調査団参团

2. 契約予定期間等

- (1) 全体期間：2019年1月下旬から2019年3月中旬まで
- (2) 業務M/M：国内 0.50M/M、現地 0.50M/M、合計 1.00M/M
- (3) 業務日数：

準備期間	現地業務期間	整理期間
5日	15日	5日

3. 簡易プロポーザル等提出部数、期限、方法

- (1) 簡易プロポーザル提出部数：1部
- (2) 見積書提出部数：1部
- (3) 提出期限：1月9日(12時まで)
- (4) 提出方法：専用アドレス (e-propo@jica.go.jp) への電子データの提出又は郵送（〒102-8012 東京都千代田区二番町5番地25 二番町センタービル）（いずれも提出期限時刻必着）
提出方法等詳細についてはJICAホームページ（ホーム>JICAについて>調達情報>公告・公示情報／結果>コンサルタント等契約案件公示（業務実施契約（単独型））>業務実施契約（単独型）公示にかかる応募手続き）
（<https://www2.jica.go.jp/ja/announce/pdf/competition.pdf>）をご覧ください。
なお、JICA本部1階調達部受付での受領は廃止しておりますので、ご持参いただいても受領致しかねます。ご留意ください。
- (5) 評価結果の通知：提出されたプロポーザルはJICAで評価・選考の上、各プロポーザル提出者の契約交渉順位を決定し、2019年1月22日（火）までに個別に通知します。

4. 簡易プロポーザル評価項目及び配点

- (1) 業務の実施方針等：
 - ①業務実施の基本方針 16点
 - ②業務実施上のバックアップ体制等 4点
 - (2) 業務従事者の経験能力等：
 - ①類似業務の経験 40点
 - ②対象国又は同類似地域での業務経験 8点
 - ③語学力 16点
 - ④その他学位、資格等 16点
- (計100点)

類似業務	高齢化対策に係る各種業務
対象国／類似地域	メキシコ／全途上国
語学の種類	英語

5. 条件等

- (1) 参加資格のない社等：特になし
- (2) 必要予防接種：特になし

6. 業務の背景

持続可能な開発のための 2030 年アジェンダ（Sustainable Development Goals: SDGs）は、優先課題として「健康・長寿の達成」を掲げ、生涯を通じた基礎的保健サービスの継ぎ目のないユニバーサル・ヘルス・カバレッジ（Universal Health Coverage: UHC）の達成の重要性に言及している。

メキシコでは、平均余命の延伸の割合が経済協力開発機構（Organization for Economic Cooperation and Development: OECD）加盟国の中でも最下位であり、2000 年から 2015 年の期間で 2 歳に留まっている。その原因は、脳や心臓を含む循環器系疾患や肥満などによる生活習慣病への罹患率の高さ、また罹患後の高次医療施設への物理的なアクセスの困難さなどが指摘されている（OECD、2017）。他方、メキシコでは、出生率の低下等により全人口に占める高齢者人口（60 歳以上の人口）の割合も 19.1%（2018 年）から 26.2%（2040 年）へと、急劇な増加が見込まれている（汎米保健機構、Pan American Health Organization: PAHO、2018）。加えて 60 歳以上の男性 49.7%、女性 37.9%の核家族化が指摘される中、高齢者の孤立も懸念されている（メキシコ保健省、2015 年）。

メキシコ政府は 2000 年以降、高齢者への現金支給や医療の無料化を骨子とする福祉政策の実現を目指した。しかし現金支給に関する実態は、貧困度の高い地域へ公的給付を優先的に配賦する貧困政策に終始し、高齢者への適切な公的支援が拡充されているとは言い難く、社会保障、年金、医療制度などの体制が十分に整っていない環境下で、メキシコは高齢化社会を迎えつつあると言える。

上記状況を改善するため、メキシコ保健省は、高齢者医療に関する保健セクタープログラム「高齢者ケア 2013-2018」を定め、コミュニティへ巡回診療を行う医療チームを通じた、予防・医療・介護・生活支援を高齢者に提供する地域包括ケア活動を策定した。また、質の確保された老齢医療を提供するための施設の建設を計画するなど、一部対応が進められているものの、包括的な高齢化対策を推進するには至っていない。加えて、効果的な高齢化対策を進めるためには、今後政府だけではなく、民間の役割も一層大きくなることを見込まれる。

以上から、高齢者の地域社会における活動的・生産的な生活の実現に向け、高齢化対策にかかる現状及び課題を整理の上、今後メキシコに求められる取り組みを整理・促進していく必要がある。加えて、自立高齢者や虚弱高齢者を含む生涯を通じたコミュニティ基盤の予防やケアなどの社会支援等に係る日本の知見や経験等を活かすべく、本調査を通じ、今後の JICA による協力の方向性を検討する。

なお 2018 年 12 月の新政権発足に伴い、メキシコ保健省が高齢者ケアに関する新たなプログラムを策定、更に 2019 年 1 月には、メキシコを含む中南米地域の高齢化対策に向けた、PAHO による 3 か年活動計画も策定される計画となっている。

7. 業務の内容

本業務従事者は、中南米部中米・カリブ課、本調査団員として参団予定のメキシコ事務所と協議・調整しつつ、高齢者対策にかかる以下の分野の調査・分析を行う。なお、本業務従事者は当該情報の取りまとめに従事することに加え、JICA 関係者と共に今後の JICA による支援可能性も検討する。

具体的担当事項は次のとおりとする。

(1) 国内準備期間 (2019 年 1 月下旬)

- ① 中南米地域の高齢化対策に関する政策ならびに実施状況、また当該分野におけるメキシコの国家開発戦略・計画などにつき、関連既存資料・情報のレビューを行う。
- ② JICA (全世界) 及び他ドナー (中南米地域) の高齢者対策分野の支援方針・実績につき、関連既存資料・情報のレビューを行う。
- ③ 現地業務期間における調査項目や業務の進め方を整理の上、本業務にかかるワークプラン (案) (和文・英文) を作成する。
- ④ メキシコ保健省、国立老年医学研究所等の関係機関ならびに他ドナー機関等に対する質問表 (案) (英文) を作成する。作成した質問票については、メキシコ事務所で必要に応じて翻訳の上、対象機関に送付、回収する。
- ⑤ 調査団打合せ、対処方針会議等に出席する。

(2) 現地業務期間 (2019 年 2 月上旬～2 月中旬)

- ① JICA メキシコ事務所と打合せを行う。
- ② メキシコ保健省、国立老年医学研究所等の側関係機関に対して、ワークプランを基に本調査の趣旨・実施方法について説明を行う。
- ③ メキシコ保健省、国立老年医学研究所等を訪問し、事前に JICA メキシコ事務所を通じて配布した質問票を回収・分析するとともに、以下の情報・資料を収集し、現状を把握する。
 - ア) メキシコの開発計画における高齢化対策の位置づけ (現在までの政策・施策・戦略・プログラム、国家財政の中での保健予算等)
 - イ) 高齢化対策に対するメキシコ政府・公的機関・民間の実施体制 (組織・予算・人員等)
 - ウ) 高齢化対策に対するメキシコ政府・公的機関・民間の取り組み、現状の課題 (医療保障制度との関係、年金及びその他の所得保障制度、高齢者ケア・高齢者福祉制度等)
 - エ) 他ドナーにおける関連分野支援状況ならびに JICA との連携可能性
 - オ) 日本企業の製品・技術・ノウハウの活用が期待される事業やテーマの抽出
- ④ 上記③ならびに (1) ①②の分析結果を取りまとめた上で、今後のメキシコにおける高齢者対策分野での JICA による具体的・効果的な協力事業の形成に資する情報の整理・分析、協力のロードマップ及び協力候補事業の概要等の検討を行う。
- ⑤ 上記④をもとにした提言ならびに調査結果全般を JICA メキシコ事務所に報告する。

(3) 帰国後整理期間（2019年2月下旬）

- ① 担当分野に関する収集資料の整理・分析、収集資料リストの作成を行う。
- ② 帰国報告会に出席し、調査結果の報告を行う。
- ③ 担当分野に係る基礎情報収集・確認調査報告書（案）及びその要約を作成するとともに、全体の取りまとめに協力する。

8. 報告書等

業務の実施過程で作成、提出する報告書等は以下のとおり。

(1) ワークプラン

ワークプラン（和文、英文、それぞれ電子データのみ）。現地派遣期間中に実施する業務内容を関係者と共有するために、現地業務期間開始までに作成。業務の方針や具体的内容（案）などを記載。

(2) 業務完了報告書（和文3部）

体裁は簡易製本とし、電子データを併せて2019年3月4日までに提出することとする。また、業務完了報告書には、担当分野に係る基礎情報収集・確認調査報告書（案）（和文）及びその要約を添付する。

9. 見積書作成に係る留意点

本公示の積算を行うにあたっては、「コンサルタント等契約における経理処理ガイドライン」（<http://www.jica.go.jp/announce/manual/guideline/consultant/quotation.html>）を参照願います。留意点は以下のとおりです。

(1) 航空賃及び日当・宿泊料等

航空賃及び日当・宿泊料等は契約に含みませ（見積書に計上して下さい）。

航空経路は、日本⇒メキシコシティ⇒日本を標準とします。

10. 特記事項

(1) 業務日程／執務環境

① 現地業務日程

現地業務期間は2019年2月3日～2月17日を予定しています。

JICA メキシコ事務所から参団の調査団員は本業務従事者とともに現地調査を行う予定です。なお、一部行程については、本業務従事者が単独で現地調査を行うことも見込まれます。

② 現地での業務体制

本業務に係る調査団構成は、以下のとおりです。

ア) 総括（JICA メキシコ事務所）

イ) 高齢化対策（本コンサルタント）

③ 便宜供与内容

JICA メキシコ事務所による便宜供与事項は以下のとおりです。

ア) 空港送迎

あり

イ) 宿舎手配

あり

ウ) 車両借上げ

- 全行程に対する移動車両の提供
- エ) 通訳備上
通訳（日本語 - スペイン語）の提供
- オ) 翻訳
調査に必要な資料の翻訳（日本語 - スペイン語）の実施
- カ) 現地日程のアレンジ
JICAによるアレンジ
- キ) 執務スペースの提供
なし

(2) 参考資料

- ①本業務に関する以下の資料が、JICA 図書館のウェブサイトで公開されています。
 - ・「北米・中南米地域 日本の医療技術・サービスの中南米地域への海外展開支援に係る情報収集・確認調査ファイナル・レポート」
(<http://libopac.jica.go.jp/images/report/12229472.pdf>)
- ②本契約に関する以下の資料を当機構調達部契約第一課にて配布します。配布を希望される方は、代表アドレス (prtm1@jica.go.jp) 宛に、以下のとおりメールをお送りください。
 - ア) 提供資料：「独立行政法人国際協力機構情報セキュリティ管理規程」及び「情報セキュリティ管理細則」
 - イ) 提供依頼メール：
 - ・タイトル：「配布依頼：情報セキュリティ関連資料」
 - ・本文：以下の同意文を含めてください。「標記資料を受理した場合、プロポーザル作成に必要な範囲を超えての使用、複製及び第三者への提供は行わず、プロポーザル提出辞退後もしくは失注後に速やかに廃棄することに同意します。」

(3) その他

- ①業務実施契約（単独型）については、単独（1名）の業務従事者の提案を求めている制度ですので、複数の業務従事者によるプロポーザルは無効とさせていただきます。
- ②現地業務期間中は安全管理に十分留意してください。現地の治安状況については、JICA メキシコ事務所などにおいて十分な情報収集を行うとともに、現地業務の安全確保のための関係諸機関に対する協力依頼及び調整作業を十分に行うこととします。また、同事務所と常時連絡が取れる体制とし、特に地方にて活動を行う場合は、現地の治安状況、移動手段等について同事務所と緊密に連絡を取る様に留意することとします。また現地業務中における安全管理体制をプロポーザルに記載してください。なお、現地業務に先立ち外務省「たびレジ」に渡航予定の業務従事者を登録してください。
- ③本業務の実施にあたっては、「JICA 不正腐敗防止ガイダンス（2014年10月）」(<http://www2.jica.go.jp/ja/odainfo/pdf/guidance.pdf>) の趣旨を念頭に業

務を行うこととします。なお、疑義事項が生じた場合は、不正腐敗情報相談窓口または JICA 担当者に速やかに相談してください。

- ④本業務にかかる契約は「業務の完了を約しその対価を支払う」と規定する約款を適用し、国外での役務提供にかかる対価について消費税を不課税とすることを想定しています。

以上